2020 Summer
令和2年
No.157
夏

北海道行政書士会
札幌支部

札幌支部だより

新型コロナ夏向け対策、
ひんやりマスクが
充実しているようです。

無料相談会について

毎月 第3水曜

011-271-0773
（要予約）

GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI GYOSEISHOSHI

問題　支部内にあるカントリーサインです。皆さんいくつわかりますか？（答えは12ページです。）

＊使用許可を得て掲載しています。転載及び複写はご遠慮ください。

目次

支部長挨拶 …… 2
【総会報告】書面決議の流れについて …… 3
【総会報告】主な質問事項及び答弁 …… 4
各部部長挨拶 …… 5
特別寄稿　滝沢俊行会員 …… 6
自動車登録無料相談会 …… 8
Web会議 …… 9
民泊の現状／主なコロナ支援策 …… 10
ちょこっと情報 …… 11
入退会報告／編集後記 …… 12

令和2年度を迎えて

支部長　酒勾桂子

支部会員の皆様、日頃より支部事業に深いご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

令和２年度定時総会は書面決議による総会となり、期日までに書面表決書５８５通が支部に届き、翌日地区長立合いのもと総務部が集計作業を行いました。結果は、定足数を満たし書面決議による総会が成立し、各議案すべてにおいて賛成が過半数をこえました。令和２年度事業計画及び予算を無事に執行できる事になり、執行部は安心感と共に、会員皆様に対し大きな責任を重く感じているところです。

会員皆様にはご多忙中、総会議案をお読みいただき質問や要望を寄せていただきました。執行部からの答弁書に対して多数の会員皆様に支持をいただいたことに、重ねて感謝を申し上げます。

さて、今年２月頃から続く新型コロナウイルス感染症の猛威の中、多くの支部事業が中断、延期を余儀なくされました。３密となる研修会、講演会等は再開の目途が立たない状況がこれまで続いていましたが、ようやく北海道も５月２５日緊急事態措置が解除宣言され、経済活動の段階的緩和に入りました。

しかしながら支部事業からクラスターを発生させることは、会員皆様に深刻な影響を及ぼすため、緊急事態措置の解除後も慎重にもとの活動状態に戻していきたいと考えております。会員皆様には、今しばらくご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、行政書士業務は現実社会の状況に大きく影響されるものと改めて思いました。コロナ禍以前の札幌市は、国際観光都市らしく市中にスーツケースを引きながら散策する外国人旅行客を多く見たものでした。２０１８年住宅宿泊事業法が施行され民泊事業が脚光を浴び、同時期に支部が民泊申請を受託業務として取組みを開始し、相当数の民泊申請を受けておりました。それが今年になって外国人観光客の激減に呼応し「廃業届出」の件数の激増、「新規届出」の件数の激減が続いている状況です。また、２０１８年入管法改正により外国人労働者の入国急増中の折、入国規制措置によって新規入国者数の激減は、申請取次業務の在留資格認定証明書交付申請の大幅な減少となります。在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請はある程度見込めますが、申請取次業務を行っている行政書士にとっては大変厳しい状況になることが予想されます。

最近マスコミでは、出口戦略、アフターコロナ等について盛んに報道しております。新しい生活様式、新しい働き方、新しい会議スタイル、９月入学、サプライチェーン・グローバル化の縮小等々、このような世界的社会の新しいながれについていくにはどのような準備が必要でしょうか？その前に市内の多くの中小零細企業の経営状況は、今どのように推移しているでしょうか？持続化給付金についてご相談される会員も多数いらっしゃると思います。事業縮小、会社移転、廃業等、経営者の方々から多種多様なご相談を受ける機会が増えると思います。私どもはしっかりサポートさせていただく姿勢でいなければならないと思います。

先日石狩分区長をお願いしている会員から、石狩市商工部署から持続化給付金について申請事務依頼を受けているので、石狩分区で取組みたい旨の相談がありました。この時期にうれしい事であり是非取組んでいただくようお願いいたしました。地区連の新しい活用としてモデル化したいと思います。今回のコロナ禍から発生したもの、自然災害あるいは社会情勢から発生したもの等、地域密着性のある申請・相談業務に地区連が活用可能な事は、札幌支部の財産がひとつ増える事になります。

さて、明るい話題として令和２年度は札幌支部設立６０周年を迎えます。この節目の年、会員の皆様に心に残こる講演会、記念誌発行等の準備をしてまいります。執行部総出演、そして会員皆様からもご協力をいただき「オール札幌支部」でお祝いしたいと思っております。

６０年前の行政書士の業務はどんなものがあったのでしょうか？たいへん興味がありますね。まだ生まれていない会員の方も、もうすでに小学生・中学生であった会員の方も、今一度６０年前に思いを馳せてみましょう。大先輩の歩んできた行政書士の道を、私どもはさらに未来に伸びていく広い道を一緒に作ってまいりましょう。

最後になりますが、一日も早い新型コロナウイルス感染症収束と会員皆様の平常な業務環境の回復を強く願っております。

令和２年度札幌支部定時総会における書面決議の流れについて

総務部長　橋本奈津子

新型コロナウイルス感染症の感染者の急増を踏まえ、国は令和２年４月１６日に特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発出し、北海道は特定警戒都道府県に指定されました。札幌支部としましては、５月７日に令和２年度定時総会を開催すべく準備を進めてまいりましたが、会場内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び会場ホテルである、札幌ビューホテル大通公園の臨時休業（当初４月２２日～５月６日まで休業予定。引き続き５月３１日まで休業延長）の事情により、書面決議を以って行なう事を４月１７日開催の緊急理事会において決議いたしました。これは、札幌支部規則第８条第２項（定時総会は、毎年会計年度終了後２ヶ月以内に招集しなければならない。）に順じたものであり、「令和２年度における北海道行政書士会札幌支部定時総会の運営に関する特別措置規程」も同時に承認されております。書面決議の流れは以下のとおりです。

４月３０日　質問・要望書　事務局必着
５月　７日　答弁書、書面表決書の会員への送付
５月１５日　書面表決書　事務局必着
５月１６日　書面表決書の集計

集計作業は北海道行政書士会館２階研修室において、地区長３名（諸事情により１名欠席）の立会いのもと、札幌支部総務部が行ないました。議案は、書面表決書返送枚数の過半数の賛成を以って可決され、集計結果につきましては迅速に札幌支部ホームページ上に公表しております。
（令和2年3月31日現在　会員数９８７名　※法人及び権利停止を除く　定足数３２９名）

５月４日に「緊急事態宣言」の延長が決定され、北海道は引き続き特定警戒都道府県に含まれております。感染拡大が一日も早く収束するよう、また対象地域が更に拡大することのないよう、今回の書面決議は会員のみなさまの命を守るための苦渋の決断となりました。来年度の定時総会が無事開催されることを祈念し、今回の対応につきましてみなさまのご理解とご協力をいただきましたことを、心より感謝申し上げます。

↑↓集計の様子

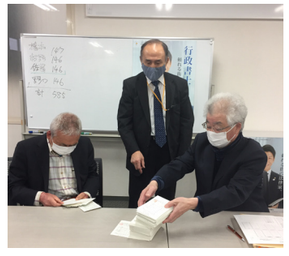

発送の様子

令和２年度地区長連絡会議について

令和２年４月１５日１８時より、酒勾桂子支部長、板垣俊夫、澁田勲、菊地利夫、森勝男地区長４名、橋本奈津子総務部長の計６名で地区長連絡会議が行なわれました。会議では令和２年度札幌支部定時総会の開催方法について協議しました。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、最少人数での開催も検討しましたが、最終的には会員の安全を考え書面決議にすることで一致しました。

支部交流会・３支部合同研修会

恒例の支部交流会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在のところ催行は未定となっております。しかしながら年に一度の支部会員同士の貴重な交流の場ですので、三支部合同研修会（旭川支部担当）の日程と調整をしながら、今年度内の実施を検討したいと思います。

主な質問・要望

（概要化の文責は会報編集チーム）

	質　問	答　弁
【1号議案】	《西直人会員》 研修会資料代等収入が「自主的財源」と位置付けられている。支部会計は公益法人会計に準拠しているはずだが当該収入が収益として大きくなることに会計上問題はないか。	《浦野財務部長》 北海道会からの交付金、助成金と性格を異にする収入について「自主的財源」と呼ぶと認識している。 支部研修は、会員の資質の向上や情報提供を目的としており、収益事業には当たらないので問題ないと考える。
	《所村武彦会員》 新春セミナーについて、今後のセミナーの開催について内容を含め、考えを説明願います。	《長島業務企画部長》 新規性のある業務や社会的に注目される業務について、社会的背景や業務の意味を広い視点からとらえ、他士業を含めた市民の皆様と学ぶという位置づけで開催したい。業務内容の詳細等についての解説は業務研修で行うものとし、テーマについては、理事会において時世に合ったものを検討し決定するものと考えている。
	《西直人会員》 建設業相談員の定年制導入について、支部独自の判断で定年制及び一定年齢以上の相談員の執務回数制限を設けたと解釈していいのか。 研修の義務化や考査、更新制を導入するなどして能力担保されるのではないか。	《長島業務企画部長》 定年制の導入は、石狩振興局建設指導課と業務企画部内設置の建設業相談員管理運営委員会で判断した。しかし振興局と協議を重ね、定年制は導入しないこととし、これと併せて一定年齢以上の相談員の執務回数を制限したい旨をお知らせしている。能力担保は、勉強会等を通してなされるべきであると考える。今後は、相談員とともに問題を共有し対応を検討しながら進めていきたい。
	《西直人会員》 自動車登録に関する研修、相談員養成講座としての研修が行われたが、複数回の養成研修や会議の場を設ける考えはないか。	《長島業務企画部長》 令和元年度の事業活動を総括し、問題点や反省点を踏まえた上で検討し、養成研修等の事業を執行していきたい。本事業は北海道会の受託業務であり、支部単独で対応できることは限界があるため、北海道会で相談員の養成や能力担保のための研修実施の枠組みを構築することを求めていく。
【2号議案】	《菱田久憲会員》 綱紀法務部支出276,980円の内訳が全くないのは、どうしてなのか。（備考欄が空白）	《浦野財務部長》 綱紀法務部支出276,980円のうち、旅費の96,000円については年4回の部会開催時の旅費、調査費179,000円は、17件の案件に対する調査費、その他雑費1,980円となっている。
【3号議案】	《西直人会員》 60周年記念事業を行うにあたり、特別委員会等は設置するのか。その構成員は？ 《所村武彦会員》 記念事業の企画の概要が分かれば説明して欲しい。	《橋本総務部長》 支部長、副支部長（2名）、部長（6名）、総務副部長の計10名でワーキンググループを設置した。会員の皆さまと一緒に作り上げていきたいと考えいるので、お力添えいただければ幸いである。内容については、これから話し合いを進めていく。節目となる60周年にふさわしい企画を考えたい。
	《西直人会員》 将来にわたり健全な支部運営を行うための備えとして、いかほどの財政調整積立金が必要か。 どうやって会員に還元すべきか考えて欲しい。	《浦野財務部長》 将来にわたり健全な支部運営を行うための備え、また不測の事態への備えとして、現在の活動費の約1年分を積み立てる予定である。どのようなタイミングで、どのように還元していくかを十分に検討しつつ、支部会費徴収の猶予を継続していけるよう努めていく。
	《板垣俊夫会員》 総務省より各都道府県宛の支援要請を受けて日行連が「行政書士・行政書士会員が行える支援」として3点掲げているが、札幌支部としてはどのように対処するのか。	《越智監察広報部長》 北海道会には日行連からの無料相談窓口設置の要請を受け電話相談を週2～3回受けている。札幌支部からは相談員として理事が協力している。北海道会のコロナ対策の中で札幌支部の役割があれば、協力し、その役割を果たしていく。
【4号議案】	《板垣俊夫会員》 民泊対応活動費、創業塾活動費、経規評対策費が、令和2年度予算には計上されていない理由について。	《浦野財務部長》 業務企画部全体としての支出額を見やすくする目的で、勘定科目の見直しを行った。 「業務企画費」という科目で計上し、それぞれの事業での支出は備考欄に記載することとした。
【6号議案】	《坂井信弘会員》 理事会のみの判断だけで書面決議とする決議をしたことは不当であると思われる。 延期等を考慮せず、どのような根拠に基づいて書面決議としたのか説明願いたい。	《酒匂支部長》 経緯については、総会議案書に同封した「令和2年度札幌支部定時総会に関する特別措置について」に記載したとおりである。総会の延期については、札幌圏に感染者が集中し始め収束時期の見通しが立たず、万が一定時総会がクラスターの発生源になっては、会員に深刻な影響を及ぼすことを強く懸念し、不可能と判断した。

部長挨拶

総務部長　橋本 奈津子

令和元年5月に総務部長を拝命してから早くも一年が過ぎました。支部会員の皆様にはいつもお力添えをいただき心よりお礼申し上げます。さて、令和元年度につきましては、支部交流会バスツアーをはじめ、新年交礼会でのマジックショーやチェロ演奏、3回のかわら版発行等、積極的に活動してまいりました。今年度は大きな節目となる札幌支部設立60周年記念事業の開催を目指して、しっかりと準備していきたいと思います。今後も支部会員の皆様に楽しんでいただける企画や、お役に立つような情報を発信してまいりますので、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

財務部長　浦野 郁美

大きく変わろうとしている今の世の中に柔軟に対応しつつ、各部からの情報や活動を正確に把握し、健全な支部活動の一助となるよう努めてまいります。

北海道収入証紙のご購入の際は、ぜひ下記の販売所をご利用いただき、札幌支部の財源確保にご協力をお願いいたします。

札幌支部事務局	札幌市中央区北1条西8丁目
中央東出張所（SATO行政書士法人内）	札幌市東区北6条東2丁目3－1
北出張所（P・R・O行政書士法人内）	札幌市東区北30条東1丁目2－3
厚別出張所（行政書士鳥井茂事務所内）	札幌市厚別区厚別中央3条1丁目12－1
東出張所　（行政書士法人高橋事務所内）	札幌市東区北30条東1丁目3－2

＊ご購入の際は、購入希望日の前日15：00までに電話またはFAXにてご連絡くださいますようお願いいたします。

監察広報部長　越智 敦子

書面決議による総会におきましては、質問等をいただきありがとうございました。承認いただいた事業計画ですが、予定していました「老人大学」でのセミナーや新札幌でのイベントが早々に中止になり、また広報月間における監察広報活動や社会貢献活動など、今後の予想がつかない状況です。一方、目先にとらわれない新しい視点を持ち合わせる柔軟性が求められているとも感じております。

そのような中でこれまで通り変わらないのは会報です。必要な記事、関心の持たれる文書等を模索し、編集会議での様々な意見を取りまとめ、作り上げていきたいと考えています。

綱紀法務部長　中山 嘉美

*『李下に冠を整さず』*この諺は、誤解される行為はすべきでないということです。「契約の自由」は、誰にも保障されます。しかし、行政書士は高齢者との契約には、疑念を持たれないように注意しなければなりません。

「事務委任契約（財産管理委任契約）と死後事務委任契約」のみの「公正証書」が、不審・不信を招き苦情に発展しています。「任意後見契約」を入れることで、高齢者の判断能力低下後は、「任意後見監督人」のチェックが入り高齢者の保護が図られます。いわゆる三点セット「事務委任契約（財産管理委任契約）」→「**任意後見契約**」→「死後事務委任契約」が求められています。

北海道公証人会に、行政書士で構成する（一社）北海道成年後見支援センターからも協力要請が出されています。「行政書士は頼れる街の法律家」を自称しています。市民からの信頼確保のためにも『**瓜田に靴を納れず**』です。

業務企画部長　長島靖子

令和2年度定時総会は書面決議となり、会員の皆様の質問に対する答弁が十分なものであったか、また質問趣旨に応えたものであったか、再質問の場がない中自問しております。各受託業務運営や新春セミナー等、業務企画部の所管事業について、前年度事業の総括の上今年度の事業を検討・執行していきたいと思います。皆様に事業活動の評価を頂く場が総会ですが、総会に限らず、ご意見ご質問のある方は支部宛でも担当者宛でも、お知らせください。我々に欠けている視点をご指摘いただきたく思います。

研修部長　長谷川 征輝

5月末現在、新型コロナウイルスによる影響は甚大で、緊急事態宣言が解除されるも、以前の日常を取り戻すことができない状態が続いています。研修部としては、一日も早く以前のように研修を開催できるように検討して参りますが、まずは会員の皆様の安全を一番とさせていただきます。また、このような状況下では新しい研修の形について検討していく必要があると思います。例えば、講師を動画撮影し、そのDVDの配布やインターネット配信するなどが考えられます。しかしながら、早急に対応が可能かは、ハード面の問題や講師側のソフト面の問題などを含めて検討が必要になります。

会員の皆様には、今年度の研修について開催回数や開催期間の集中などでご不便をおかけする可能性もございますが、ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

申請取次業務の特殊性と業務報酬について
― 争訟リスク回避からの考察 ―

札幌支部会員　滝沢　俊行

はじめに

行政書士の申請取次業務を論ずるにあたっては、本来であれば如何なる理由で地方出入国在留管理局（以下「地方入管」）において申請取次制度を採用するのか、また何故行政書士が取次者として認めているのか等の基本的な論点について検討しなければならところです。しかし紙幅の関係もあることからかかる総論的な論点の検討については別の機会に譲ることとし、特に行政書士業務における申請取次業務の特殊性に焦点をあてつつ、行政書士報酬について、争訟リスク回避の視座から考察します。なお、本稿はすべて当職の私論であります。

1．行政書士業務における申請取次業務の位置

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業としています（行政書士法第１条の２）。

さらに地方出入国在留管理局長から承認を受けた行政書士については、同法に基づき法務大臣あてに作成した入国・在留に関する申請に関する書類を、地方出入国在留管理局（以下「地方入管」という）へ業務として申請を取次ぐことができます（入管法施行規則第6条２第４項他）。

ここで着目すべきことは、依頼者から依頼を受け法務大臣あての申請関係書類を作成すること自体は、行政書士が一般的に受託している許認可に関する書類作成業務と同様に地方入管局長の承認なしに行うことができます。このことは、冒頭に述べた行政書士法に基づく業務の範疇に含まれているということを意味します。しかし承認を受けていない行政書士は、自ら作成した書類であっても地方入管に申請取次を行うことは出来ません。

蛇足ながら述べると、登録支援機関の地方入管への申請取次については、受入機関と契約した「特定技能１号」の外国人に関してのみが取次の対象となりますが、登録支援機関自体が、取次に関する申請書および添付書類の作成に関与することについては、行政書士法違反になるということです。登録支援機関はあくまでも受入機関で作成した申請書および添付書類について、まとめて地方入管に取次ができると解釈します。

論点を戻します。一般的にいえば、行政書士が許認可に係る書類の作成と提出の代理を行うことができるという法律的な根拠については、行政書士法に基づいているからであり、実際のところ許認可にかかる業務のほとんどが行政書士法を根拠としています。

他面、地方入管への申請については本人（または法定の代理人）の出頭主義が原則とされていることから、この例外として認めている申請取次については、行政書士法に基づかないと言えます。それでは何を根拠として行政書士が申請取次業務を行うことができるのかというと、その根拠は「出入国管理及び難民認定法施行規則」という法令に基づき行なうことができるとされているからです。

申請取次業務のように行政書士法に基づかず他の法令により行政書士が行うことができる行政書士業務は極めて稀でありますが、ここで留意しなければならないことは、国の政策変更などにより法令が改正されると、一瞬のうちに行政書士が申請取次業務に関わることができなくなるという「危険性」が常に孕んでいるということです。行政書士の申請取次業務は、行政書士業務として極めて不安定な状況にあるといえます。

2．行政手続法から見た申請取次業務の特殊性

さらに、申請取次業務が他の許認可業務と大きく異なる点について考察してみます。

多くの許認可の行政手続については行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）の適用があり、申請手続の透明性が図られています。特に処分行政庁が権利を制限する処分（不利益処分）を行う場合には、原則として、意見陳述のための手続（聴聞又は弁明の機会の付与）を執らなければならないこととなっており、また、原則として不利益処分と同時に理由を示さなければならないことになっています。しかし、入管法令に基づく在留手続においては例外的に行政手続法の適用除外となっています。つまり、許可、不交付処分という不利益処分が下されたとしても、聴聞や弁明などの機会がないばかりか、その理由についても具体的には示されることはありません。入管行政が国家の裁量に任されていることがその根拠となっているからです。

すでに地方入管への申請取次業務を経験されている方は実感として理解されているとことでしょうが、申請したものの突然に不許可・不交付という処分が下されてしまうという経験をお持ちのことと存じます。なぜ不利益処分が出てしまったのか地方入管に問い合わせても明確な回答がえられないという現実に直面することがあります。

このような不条理ともいえる地方入管の対応がある限り、行政書士が依頼者から書類作成を含む申請取次業務を受託し、手続審査の結果、依頼者にとって不利益な結果に終わったとしても、行政書士の業務遂行上に特段の「瑕疵がない」限り、行政書士はその責任を負うことがないということも理解しておかなければなりません。しかし、受託案件が不利益処分の結果に終わった場合、行政書士が依頼者に対して業務上に特段の「瑕疵はない」ことについては明確に説明できなければなりません。

ここで注意しなければならないことは、行政書士が法令上の知識や情報を十分に習得することなく、また、手続の習熟が不十分のまま申請取次業務に着手し、これが原因で不利益結果が出た場合は、行政書士に問題があり、不利益処分に対する責任を取らざるを得ないといえます。行政書士として申請取次業務に臨むにあたっては相当レベルの知識と経験を有することが絶対的な条件であり、顧客との高い信頼関係をいかに構築していくかということが求められます。

3．行政書士報酬の基本視座と「成功報酬」主義

行政書士が前項で述べた不断の努力を怠り、結果責任を回避するため、申請取次業務報酬について、所謂「成功報酬主義にもとづき行政書士報酬徴求するという方法が安易に用いられるようになっています。この具体例としては、業務受託時に一定額の報酬を収受し、許可、交付時に残りの額を収受するという方法です。この方法では、不許可、不交付などの不利益処分が出た場合は残額を収受しないことになっています。

現在、行政書士が所属する各都道府県の行政書士会では、特に統一した受託報酬の基準額を定めていません。一般的に行なわれている方法は、各行政書士事務所において受託事件別の報酬額票を作成・明示し、依頼者からの事件受託に当たっては、受託前に依頼者に対して報酬額票に基づく報酬額を提示します。

一般の許認可申請業務の行政書士報酬請求については、行政書士業務の性格上、申請結果の可否に関わらず、事件受託当初に依頼者に明示した報酬額に変動はなく、多くの行政書士事務所がこの考え方で業務報酬を受託しています。

行政書士の申請取次業務の対価としての報酬についても、他の許認可業務と同様に、行政書士業務の性格上、申請結果の可否に関わらず、事件受託当初に依頼者に明示した報酬額に変動はないと考えるべきです。仮に申請取次業務に係る報酬を「成功報酬」方式で徴求しようとするなら、この方法が制度上可能なのか、はたして倫理上においても問題はないのか検討してみなければなりません。

行政書士の報酬額の設定については行政書士法に基づきますが、平成１１年の行政書士法改正前までの報酬額は、都道府県知事が認定した所定の金額を各事務所において運用しており、その基準は所謂「枚数主義」と呼ばれていました。行政書士の仕事が「代書」と呼ばれて残滓のようなものでした。行政書士の申請取次制度が運用されたのが平成２年６月からであり、この当時の申請取次に係る報酬についても、書類作成については難易度に応じた「枚数主義」に基づき、入管への出頭については所要時間で算出した金額の合計額を依頼者から徴求するという考え方に基づいていました。

平成１１年の行政書士改正以降は現行の「件別主義」が報酬基準として運用されてからは、申請取次に係る報酬も、各事務所それぞれが認定証明書交付申請、在留資格の更新・変更申請など個別申請難度により報酬額を設定し徴求するというシステムになっています。

今振り返ってみると、この報酬基準の改変により弁護士報酬にみられる「成功報酬」という報酬徴求システムがなし崩し的に導入され始め、さらに申請取次業務を行なうための試験制度の廃止時期とも重なり、申請取次を手掛ける行政書士のレベル低下が見られるようになると、あたかも申請取次業務報酬については「成功報酬」によるという考え方が広まり今日まで続くようになってしまったと思量します。

申請取次業務の報酬収受に「成功報酬」という考え方を持ち込むことは、業務知識の習得に弊害をもたらすばかりか、依頼者との長期にわたる信頼関係を形作ることは難しくなり、より安定した事務所経営が望めなくなってしまうということにも繋がってくるでしょう。しかし、「成功報酬」主義はこのような問題のみならずさらなる深刻な問題を孕んでいます。

4．依頼者との直接対話と争訟リスクの回避

テレワークやネット取引が進む社会の中で行政書士が申請取次業務を受託するにあたって、依頼者と直接面談してインタヴューをするというアナログ的対応は決して合理的な対応とは言えません。しかし、申請取次業務を遂行するにあたっては申請者である依頼者との直接かつ綿密な対話を回避して信頼関係を築くことはできないといえます。

より積極的に言えば、依頼者との直接面談の中で申請内容を診断し、この過程で疑義が生ずるようなことが判明したり、信頼関係を築くことが不可能な事態が発生したときは、その段階で内容が改善するまで中断するか、あるいは依頼自体を断ることが必要です。

行政書士が実際に申請取次業務を受託す場合、申請書の作成に伴い基本書類の収集、作成のほか、核心的に重要になるが申請内容の実態に係る各種契約書の作成、事業計画書等の作成とこれら書面に基づいた申請理由書の作成です。特に身分関係の申請では「質問書」の作成についても請負います。このような申請実態を証する核心的に重要な書類の作成に当たっては、依頼者との直接面談の上でなければ、依頼内容の真偽を判定することができないといえます。依頼者である申請者以外の第三者を介したり、たとえ遠距離であっても電話やメールのみで申請を取次ぐことは絶対に避けなければなりません。

依頼者とのトラブル、特に審査の結果不利益処分が下された場合は大きな問題にも発展します。依頼者は申請取次業

【次項に続く】

【前項続き】

務のプロフェショナルである行政書士に依頼すれば１００％許可・交付になると信じている人もおり、そのような依頼者にとって不利益処分という結果は決して容認できるものではありません。依頼者との報酬収受のトラブルを回避し、当初取決めた報酬の全額を確保するためにも依頼者と直接面談の上信頼関係を構築することが必要です。

最も注意しなければならないことは、依頼者の悪意による行政書士に対する欺罔工作により、行政書士が虚偽申請に加担し、その後この虚偽申請が発覚し、捜査当局から行政書士の虚偽申請関与の嫌疑を受ける場合です。特に先に述べた契約書、事業計画書あるいは質問書などといった核心的に重要な書類の作成に行政書士がかかわっている場合、捜査当局はまずこれら書類の作成に関与した行政書士を疑います。行政書士は申請取次業務の専門家であることから審査のポイントを把握しており、許可・交付の為、虚偽の内容をそれらしく書面に反映できるのは専門家である行政書士が絡んでいるとの疑いがかかることはあり得ることです。

このような嫌疑のかかる案件で、先に述べた「成功報酬」に基づいた報酬の収受があった場合、「成功報酬」が不正の対価としてみなされてしまう危険性が高いといえます。反対に「成功報酬」の収受がなく、最初に規定の報酬額表に基づき請求・収受した報酬であれば、このことを根拠として不正行為はなかったと主張することも可能です。

「成功報酬」主義の弊害は、業務知識の習熟を損ね、依頼者との長期にわたる信頼関係を築くことが難しなり、不利益処分が出た場合の依頼者とのトラブルを生じさせるもとにもなるばかりか、刑事事件の嫌疑までかかってしまうということも想定しなければなりません。

結　語

当職は平成２年６月の改正入管法の施行後当時の札幌入国管理局第一号の行政書士申請取次者として承認され以来３０年にわたり申請取次業務に関わってきました。本稿を記すにあたってはこの間の自らの経験に基づき論じたものであります。これまで述べてきたことに対しては当然、異論、反論など多々あることは承知の上で述べさせていただきました。

スムーズな入管手続と行政書士の申請取次業務発展のため多くの意見を寄せられることを願ってやみません。(未定稿)

自動車登録無料相談会の報告

「自動車登録無料相談会」を令和２年３月２６日（木）～３１日（火）計４日間、札幌運輸支局にて開催。初めての実施から１５年を超える年度末恒例の相談会ですが、相談員として延べ56名（誘導係含む）の会員が参加しました。

今年は相談ブースを５から４に減らすことで席の間隔をあけ、また整理券を発行しユニットハウスでの待合人数を減らすなど、新型コロナウィルス対策を講じての実施となりました。

相談内容は移転登録が多く、次いで抹消登録が多い状況は例年通りの傾向ですが、今年度より軽二輪の手続が運輸支局へ移管したことは例年とは異なる点でした。大きなトラブルもなく終了しましたが、相談員の養成研修等の継続や支局との協力体制の整備など、次年度に向けて進めて参ります。

札幌運輸支局「無料相談」相談件数（令和元年度）

	3 月 26 日(木)	3 月 27 日(金)	3 月 30 日(月)	3 月 31 日(火)
新規登録	4	8	1	0
移転・変更等（中間）	54	58	75	48
抹消登録	24	20	40	41
その他（車検証再交付等）	12	5	17	14
運輸支局へ引き継いだ件	1	1	1	2
小　計	95	92	134	105
4 日間の総相談件数合計				426 件

Web会議

テレワークって？

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い対策としてテレワークが注目されています。テレワークとは通信情報技術を利用することで時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。その通信情報技術のなかでもWeb会議システムを活用した働き方や飲み会などがテレビなどで紹介されることが増えています。

Web会議

Web会議とは、パソコンやスマートフォンなどの電子機器とインターネットを利用し場所を問わずリアルタイムに映像や音声、資料のやり取りを行う遠隔会議のことです。ビデオ会議と異なり専用の機材等を準備する必要がないため手軽に始めることができます。

またWeb会議システムには様々な種類があり、無料で導入できるものも多数あります。無料のものは機能に制限があることもあり、より便利に使うためには有料プランに加入する必要がある場合もあります。どのように利用するか試しながら導入を進めることをおすすめします。簡単に始めることができるので仕事だけではなくオンライン飲み会などプライベートな部分でも活用されることが増えているようです。

行政書士も活用

われわれ行政書士の活動においてもお客様との打合せ等のコミュニケーションや研修、勉強会などにWeb会議システムを活用することで、新型コロナウイルス対策や業務の効率化につなげることができると考えられます。

初めてのZoom体験

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の一環として、私が所属しているＮＰＯ団体の４月の総会をＺｏｏｍで開催しました。

まず事前準備として代表理事と理事、監事、システム担当者の数名でＺｏｏｍを使用して試験的にミーティングを行いました。総会当日に初めての参加会員で画面に入れないトラブルがありましたが、約2時間の総会を無事に終えました。

セキュリティに関しての問題もありますが、Ｚｏｏｍのバージョンを最新のものに保ち、知らない人からの招待のＵＲＬにはクリックしないことです（ＰＣウイルス感染防止の為）。

今後はＺｏｏｍを有効に活用して行う会議が増えていくと思われますので、是非皆様も導入されてはいかがでしょうか。

成田眞利子

癒しのペット・動物ミニフォトコーナー

藤岡ふく

高橋クリリン

民泊の現状と窓口業務

札幌支部理事　渡部　隆太

【新型コロナと民泊】

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行され、札幌市にも多くの民泊施設が誕生しました。今回の新型コロナウィルスの民泊業界への影響をご報告させていただきたいと思います。

新型コロナウィルスは、ことさら観光業に甚大なダメージを与えました。札幌市での観光のピークは2月の雪まつりですが、その頃からすでに観光客の減少がみられ（前年より70万人減）、2月28日の北海道の緊急時代宣言により、外国人観光客がほとんど来なくなってしまいました。民泊の宿泊者の大多数はインバウンドであり、多くの事業者が打撃を受けました。新法施行当初から増加を続けていた民泊施設ですが、2500件近くあったものが、５月段階で2200件弱まで減少しました。これは、廃業をする事業者が多発したためです。もっとも、実質廃業状態の民泊物件は多数あり、実際の数値には表れていないものもありますので、上記以上の廃業数になることが予想されます。現状、民泊業界団体では、民泊施設の別の使い方（医療従事者の宿泊施設、濃厚接触者の家族の利用など）が出来ないかと知恵を振り絞っているところです。また、終息後には、「GoTo キャンペーン」が予定され、来年には延期になったオリンピックもあるので、そこに目標を据えている業者様も多いです。

【札幌市民泊総合窓口】

平成31年度から、当支部では札幌市民泊総合窓口の業務を行っております。

NTT タウンページ株式会社が札幌市から受託している業務のうち、札幌市民泊総合窓口での届出、相談などの業務を当支部で行うこととし、窓口が開いているときは、行政書士相談員が常駐しております。相談員として執務につく際は一人で行っていただくことになりますが、届出書をチェックするという事務的な能力はもちろん、現場での対応力も求められることになり、相談員は日々奮闘しているところです。もっとも、問題発生時には民泊運営委員に電話をし、対応を相談できる体制をとっております。昨年11月に第2回目の相談員の募集をし、考査、研修を行ってまいりましたが、新型コロナウィルスの影響で、新しい相談員が執務につくのが遅れている状況です。支部事業を維持するためにも、今後相談員の増員を予定しておりますので、会員の皆様におかれましては、積極的にご参加いただきたく、何卒お願い申し上げます。

新型コロナウィルス感染症に伴う主な支援策一覧（令和2年5月20日現在）

各制度の詳細につきましては、経済産業省・厚生労働省・北海道・市町村ほか、各関係機関のホームページにて随時更新されますのでそちらも併せてご確認ください。

法人・個人事業主向け支援制度

	支援制度	概要	窓口
給付金	持続化給付金	売上が前年同月比で50%以上減少 （上限：法人200万円　個人100万円）	中小企業庁
給付金	※雇用調整助成金 （コロナ特例措置）	売上が前年同月比5%以上減少、休業手当を支払い	北海道労働局
給付金	※小学校休業等助成金	小学校等の臨時休校により子どもの世話をした労働者に対し特別有給休暇	学校休業助成金・ 支援金等相談支援センター
給付金	※働き方改革推進支援助成金 （テレワークコース）	テレワークを新規で導入する中小企業事業主 （対象経費の合計額×3／4または1／2　上限あり）	テレワーク相談センター（東京）
融資	新型コロナウィルス感染症特別貸付 （国民生活事業）	最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少、3年間は実質無利子・無担保	日本政策金融公庫
融資	危機関連保証、セーフティネット保証 （4号・5号）	危機関連保証・4号・5号、それぞれ最近1ヶ月の売上高が前年同月比15%、20%、5%以上減少（保証料率0.8% 以内）	北海道信用保証協会
融資	新型コロナウィルス感染症対応資金 （北海道）	危機関連保証、4号、5号のいずれかの認定を受けた中小企業者等	北海道経済部地域経済局 中小企業課金融係
融資	新型コロナウィルス感染症対応資金 （札幌市）	最近1ヶ月の売上高が前年同月比10%以上減少、又は危機関連保証、4号のいずれかの認定を受けた中小企業者等（融資利率 年1.0%以内）	札幌中小企業支援センター （一般財団法人さっぽろ産業振興財団）
猶予	社会保険料・労働保険料	令和2年2月以降任意の期間（1ヶ月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少（最大1年間猶予）	年金事務所 北海道労働局
猶予	国税・地方税	令和2年2月以降任意の期間（1ヶ月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少（最大1年間猶予）	税務署 各自治体

※は社労士独占業務。（昭和55年8月までに登録の行政書士を除く）

ちょこっと情報

・すすきの交番移転

すすきの交番が建て替え工事のために令和2年6月11日に仮交番（札幌市中央区南６条西３丁目）に移転しました。移転期間は令和2年6月11日から令和4年春を予定しています。

最新情報および詳細は　すすきの交番　移転　検索

・新型コロナウイルス感染症お役立ち情報ホームページが開設（北海道）

事業者や労働者向けに、困りごとや不安に応じた関連情報へアクセスを容易にするため支援策をまとめた北海道のホームページが開設されています。ホームページではよく利用される国・道・関係団体等の主要な新型コロナウイルス感染症に関する支援策がまとめて紹介されています。

最新情報および詳細は　北海道　新型コロナウイルスお役立ち情報　検索

・法務局における自筆証書遺言書保管制度

法務局における遺言書の保管等に関する法律が令和2年7月10日に施行されます。
公的機関である法務局に遺言書を保管することでそれらの問題を防ぐとともに、遺言書自体の存在の把握を容易にすることで、遺言者の最終意思の実現および相続手続の円滑化に効果があります。また法務局で保管する利点として全国一律のサービスの提供、プライバシーの確保および相続登記の促進が挙げられています。

最新情報および詳細は　自筆証書遺言書保管制度　検索

・全国の建設業許可業者数が2年連続で増加

全国の建設業許可業者数が2年連続で増加し令和2年3月末で472,473業者となり、5年ぶりの４７万台になりました。前年同月比4,162業者の増加で、建設業者許可業者数が最も多かった平成12年3月末と比べると128,507業者の減少となっています。また北海道の建設業許可業者数は令和2年3月末で19,566業者となっており、ピーク時である平成12年3月末と比べると25％の減少となっております。

最新情報および詳細は　令和2年　建設業許可業者数調査　検索

・マイナンバー「通知カード」廃止

マイナンバーを証明するための通知カードの新規発行等の手続きが令和2年5月25日廃止されました。廃止後の通知カードは記載事項（氏名、住所等）が住民票と一致している場合、引き続きマイナンバーを証明する書類として利用できます。
また通知カードの新規発行等が廃止後であってもマイナンバーカードの申請は可能です。通知カードに同封された交付申請書をお持ち場合はパソコン等でオンライン交付申請が可能です。

最新情報および詳細は　マイナンバー通知カード廃止　検索

・航空自衛隊千歳基地航空祭中止

令和2年7月19日に開催を予定されていた千歳基地航空祭は、新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。

最新情報および詳細は　千歳基地航空祭　検索

・パワーハラスメント対策義務化

労働施策総合推進法が改正され、令和2年6月1日（中小企業は令和4年4月1日）からパワーハラスメント対策が義務化されました。事業主はパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発、苦情などに対する相談体制の整備や被害を受けた労働者へのケアや再発防止等の雇用管理上必要な措置を講じることが義務となりました。

最新情報および詳細は　北海道労働局　パワーハラスメント対策　検索

入退会

●入会しました

（入会年月日）	（会員番号）	（氏　名）	〔事務所〕
1. R2.3.1	5996	庵　原　史　章	中・中央区2
2. R2.3.1	5998	北　康　明	北・北区1
3. R2.4.2	6000	泉　正　人	中・西区2
4. R2.4.2	6002	吉　岡　健　司	中・中央区5
5. R2.4.2	6003	榊　原　大　地	中・中央区北4
6. R2.4.2	6005	高　橋　伸　一	中・中央区3
7. R2.4.2	6007	奥　村　琢	中・中央区1
8. R2.4.2	6009	藤　田　敦	南・恵庭区

●退会しました

（退会年月日）	（会員番号）	（氏　名）	〔事務所〕
1. R2.3.31	5283	植　田　元	北・手稲区
2. R2.3.31	1687	五十嵐　政　三	東・豊平区1
3. R2.3.31	5840	村　川　聡	東・豊平区3
4. R2.3.31	5016	橋　爪　範　行	南・恵庭区
5. R2.4. 6	4701	田　村　昭　尋	南・厚別区
6. R2.4. 8	5664	小　形　敏	北・東区2
7. R2.4. 8	5997	阿　部　出	北・北区2
8. R2.4.30	4975	前　島　治　基	中・中央区2

現在の会員数　990名、 法人18　令和2年5月29日現在

ご挨拶

神田奈津子と申します。2年前まで本会で約11年間お世話になり、この度、縁あって札幌支部事務局でお世話になることになりました。初心を忘れず、精一杯務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

（神田奈津子）

このたび5月末をもちまして退職することになりました。4年間と短い間でしたが、会員の皆様には大変お世話になりました。至らないところもたくさんあったと思いますが、優しく接してくださって感謝しています。本当にありがとうございました。

（角山澄華）

編集後記

コロナの影響により、これまで対面で行っていた会議や打合せが、ほぼ全てウェブで行う方法に切り替わりました。移動時間がないというのは大きなメリットであると感じました。

（高橋　花）

今年は相次いでマラソン大会が中止となっており、２年連続参加していた札幌ドームリレーマラソンも開催中止が発表されました。残念ですが、来年また仲間と走れる日を楽しみにして自主トレーニングしたいと思います。

（横内哲也）

普段、業務として取り扱っていない補助金や給付金などを手あたり次第探してお客様に提案する毎日です。申請などを自分でできない方が行政の補助の範囲外にならないようサポートすることを考えています。行政書士ってこういう仕事だなと改めて痛感しておるところです。

（渡部隆太）

あっという間、なかなか物事が進まない半年でした。 進まないと言えば私は以前、源氏物語を読んでいたのですが桐壺の巻でやめてしまいました。しかしオーディオブック（なんと70時間36分）で購入したので最後まで読むことができそうです。

（藤岡利昭）

3月ぐらいから徐々にリモートワーク、オンラインワークが増え、5月は8割近くの業務がオンラインでほぼ完結してしまうほどになってしまいました。時代というか、今後の仕事にあり方みたいなものが変わっていくような感じがします。ただ、オンラインで便利になる一方で、対面で感じられる空気感とかそういったものが薄れてしまうのは、少し寂しいかな？と思う今日この頃です。

（吉田　充）

ペット・動物の写真募集

札幌支部までメールまたは郵送で以下の事項を記載の上、写真をご送付ください。

①撮影者および応募者氏名
②エピソード・キャプション
③撮影したペット等の名前
メール　gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

表紙の解答

カントリーサインは市町村の名所、特産品のイラストと市町村名を合わせた看板です。市町村の境界に設置しており、走行中にどこの市町村にいるか認識していただくとともに、その街の特徴を一目で理解してもらうことで、観光振興の役割を担っています。（国土交通省北海道開発局HPより）

①札幌市　②江別市　③千歳市　④恵庭市　⑤北広島市　⑥石狩市

札幌支部だより　北海道行政書士会札幌支部　第157号　2020年6月29日発行

発行人　酒匂　桂子　編集責任者　越智　敦子　編集長　吉田　充
発行所　北海道行政書士会札幌支部
札幌市中央区北１条西８丁目
丸二羽柴ビル４Ｆ
TEL（011）271－0773
FAX（011）271－6126
メールアドレス　gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所　株式会社　松寿
東京都文京区小石川2-1-13-702
TEL（03）3830－0568

頒　価　500円（送料込）
ホームページ　http://gyosei.s93.xrea.com